

令和 8 年 度

市HPIはこちら

四日市市職員採用試験要項



(再募集)

第1次試験実施日 令和7年12月7日(日)

受付期間 令和7年10月16日(木) ~ 令和7年11月23日(日) 23時59分【受信有効】

○ 電子申請(インターネット)による申し込み

四日市市総務部人事課

1 募集職種と採用予定人員

募集職種	主な職務概要	採用予定人員
技術職(土木)	主として土木関係の専門技術を必要とする業務に従事します。	5名程度
技術職(電気)	主として電気関係の専門技術を必要とする業務に従事します。	2名程度

- (注) 1. 採用予定人員については、今後の採用計画等の見直しにより変更することがあります。
2. 外国籍の人については、採用後、公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる職に任用できません。
詳しくは「外国籍職員の任用に関する基準について」を参照してください。

2 採用予定日 令和8年4月1日

(採用可能な人についてはそれ以前に採用されることがあります)

3 受 験 資 格

次の要件を満たす人が受験できます。

職種区分	年 齢	学 歴 等	専攻学科・資格免許等
技術職 (土木・電気)	平成8年 4月2日以 降に生まれ た人	学校教育法に基づく大学院（修士課程）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、中等教育学校若しくは高等学校（これに準ずる養護学校高等部等の学校を含む）又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業した(または令和8年3月31日までに卒業見込みである)人	
各職種共通の受験要件			
・ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人。 ・ 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人に限ります。 ※最終合格発表後に、在留資格を証明する書類（住民票など）の提出を求めます。 ・ 資格免許等が必要な職種については、その資格免許等の取得が採用の条件となります。 ※最終合格発表後に、資格免許証の写し又は合格証明書等の写しを提出してもらいます。 ・ 受験申込内容に虚偽の記載等が確認された場合は、採用が取り消されることがあります。 ・ 卒業証明書（原本）は、最終合格発表後に提出を求めます。大学院（修士課程）を卒業の人は大学（4年制）の証明書も併せて提出になります。			

※ 最終学歴は卒業区分に厳格に従って選択いただくもので、大学卒の方が高校卒資格で受験することはできません。

☆ 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、会場及び合格発表

区 分	日 時	会 場	合格発表日（予定）
第1次試験	令和7年12月7日(日) 午前10時00分から 午後4時00分頃まで	四日市市総合会館 (四日市市諏訪町2番2号)	令和7年12月12日（金） マイページで本人に通知するとともに、四日市市役所ホームページに掲載します。
第2次試験 (予定)	令和7年12月20日（土）・21日（日）のいずれかの日に第1次試験合格者について実施する予定です。試験日・会場等は、第1次試験合格通知の際に指定します。		

5 試 験 内 容

(1) 第1次試験の内容

職種区分		試験科目	試験時間(予定)	試 験 内 容
各職種区分共通		教養試験 (択一式)	120分	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈についての筆記試験
		適性試験	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレベリン検査
技術職	(土木)	専門試験 (択一式)	120分	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画、材料・施工などについての筆記試験
	(電気)	専門試験 (択一式)	120分	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学などについての筆記試験

(2) 第2次試験の内容(予定)

・第2次試験

◇ 技術職(土木・電気)：面接試験、事務適性試験、論文試験

※ 採用内定者には、健康診断を受診していただきます。

(3) 試験問題等の公開

過去に実施した論文試験のテーマを市ホームページにて公開しています。

6 受 験 手 続

電子申請(インターネットによる申込み)

(1) 申込方法(インターネット申込み)

ア 事前準備

①パソコン、スマートフォン(スマートフォン以外の携帯電話には対応していません)

・推奨環境について(推奨環境ではない場合、電子申請ができないことがあります)

Google Chrome 最新版

※ JavaScript が使用できる設定であること。

※ PDF を閲覧できる環境であること。(一部機能)

「Internet Explorer」は、電子申請に対応していませんのでご注意ください。

②本人のメールアドレス

(スマートフォンのメールアドレスの場合→ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、jinji@city.yokkaichi.mie.jp 及び @bsmrt.biz のメールを受信できるように設定してください。)

③顔写真のデータ ※3か月以内に撮影の上半身正面向き・脱帽の写真

(添付可能ファイルサイズは 75ピクセル×100ピクセル～360ピクセル×480ピクセルです。)

④受験票を印刷するためのプリンタ(コンビニエンスストアのプリントサービス等利用可)

⑤PDFファイルを読むためのソフト

「Adobe Acrobat Reader (Ver.5.0以上)」が必要です。

イ 申込手順

①四日市市役所ホームページ内にある「【正職員募集】令和8年4月採用予定 四日市市職員の募集(12月実施) 受験案内」で設ける「電子申請による申込」から申込専用サイトへ接続し、メールアドレス等を事前登録

市HPIはこちら



②事前登録完了メールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報等を
本登録

③本登録完了メールを受信し、登録完了

(2) 注意事項

必ず、別紙「電子申請利用案内」を一読し、確認しながら申込みをしてください。

受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があります他、受付期間終了の直前は、サーバーが混み合う可能性がありますので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(3) 受験票

申込受付期間終了後、試験日一週間前までに受験票交付のお知らせに関するメールを送信しますので、各自で確認後、マイページへログインし、受験票を印刷した上で、申込者本人が署名の上、第一次試験受験の際に必ず持参してください。

7 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には総合順位と総合得点をお知らせします。以下の要領で申し出てください。

- (1) 対象者：第1次、第2次試験の不合格者
- (2) 内 容：第1次、第2次試験それぞれの総合順位と総合得点
- (3) 期 間：第1次、第2次試験それぞれの合格発表日から1か月間(土・日・祝日除く)
- (4) 場 所：四日市市役所総務部人事課
- (5) 方 法：受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参のうえ直接申し出ること

8 受験についての問い合わせ先

四日市市役所 総務部 人事課

☎(059)354-8120

E-mail jinji@city.yokkaichi.mie.jp

外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、四日市市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

〔「公権力の行使」にあたる主な職務の例〕

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、公害防止規制、都市計画の決定、建築制限、違反建築物取締、開発行為の許可、土地利用規制など

2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、四日市市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の相当職及び課長専決権限を全部お適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下(本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く)の職(具体的には課付主幹、係長、主幹)への昇任は制限されません。

勤務条件（令和7年4月1日現在）

●給与

初任給 大学卒：245,904円 短大卒：229,554円 高校卒：212,005円
（金額は地域手当（9%）を含む）

☆初任給は、前職歴に応じて加算される場合があります。

☆諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.6月分）などが支給されます。

☆民間給与との動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

☆「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。

●勤務時間・休暇

☆勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（1週あたり38.75時間）（注）勤務場所により異なることがあります。

☆休日 土曜日・日曜日（完全週休2日制）祝日・年末年始（注）勤務場所により異なることがあります。

☆休暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、出産補助休暇など条例で定められた休暇があります。

●福利厚生

☆共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています。

・各種健康診断や人間ドックなどの実施により、健康な職場づくりを進めています。

・全国約120,000種類の様々なカテゴリーで割引が受けられる福利厚生サービスを導入し、余暇利用を支援しています。

《参考》

○ 配属先の例

【土木職】

都市整備部	
都市計画課	都市計画に関すること、公共交通に関することなど
道路建設課・道路維持課	市道工事の設計・施工・監督、維持管理など
市街地整備課・公園緑政課	都市再開発事業、区画整理事業、公園緑地の整備・維持など
河川排水課	河川・排水路工事の設計・施工・監督、維持管理など
商工農水部	
農水振興課	農地・農道・漁港の整備など
上下水道局	
水道建設課	水道の建設・改良・更新工事の設計・施工・監督など
水道維持課	水道の維持管理にかかる工事の設計・施工・監督など
下水建設課	下水道の建設・改良・更新工事の設計・施工・監督など
下水維持課	下水道の維持管理にかかる工事の設計・施工・監督など

【電気職・機械職】

都市整備部	
営繕工務課	市有建築物の各種設備にかかる工事の設計・施工・監督など
教育委員会	
教育施設課	教育施設の各種設備にかかる整備・補修など
上下水道局	
施設課	施設の修繕、各種設備にかかる工事の設計・施工・監督など
市立四日市病院	
施設課	施設の修繕、各種設備にかかる工事の設計・施工・監督など

※ 上記配属先はあくまで一例です。

※ 各職場の詳細等については、四日市市ホームページ内の各所属のページなどを参考にしてください。

※ 一部の職種については、「職員募集」のページから「採用試験案内（先輩職員の声）」を見ることができますので、参考にしてください。